

平成二十二年三月十二日受領
答弁第二〇〇号

内閣衆質一七四第二〇〇号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員 稲田朋美君提出贈与税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員稲田朋美君提出贈与税に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

贈与契約が成立していない場合には、贈与税の納税義務は成立せず、贈与税が課されることはない。

また、そのような場合に、徴収権の消滅時効が完成したり、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第六十八条等の罪が成立することはない。